第四二類　革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	
四二・〇一―四二・〇六	ＣＣ、ＣＴＨ及びＭａｘＮＯＭ四十五パーセント（ＥＸＷ）又はＣＴＨ及びＲＶＣ六十パーセント（ＦＯＢ）
第四三類　毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	
四三・〇一	ＣＣ
四三・〇二―四三・〇四	ＣＴＨ
第九部　木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物	
第四四類　木材及びその製品並びに木炭	
四四・〇一―四四・二一	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
第四五類　コルク及びその製品	
四五・〇一―四五・〇四	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
第四六類　わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びに籠細工物及び枝条細工物	
四六〇一・二一―四六〇一・二二	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
四六〇一・二九	ＣＣ（第一四類の材料からの変更を除く。）
四六〇一・九二―四六〇一・九三	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
四六〇一・九四	ＣＣ（第一四類の材料からの変更を除く。）
四六〇一・九九―四六〇二・一二	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
四六〇二・一九	ＣＣ（第一四類の材料からの変更を除く。）
四六〇二・九〇	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）

第一〇部　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品	
第四七類　木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	
四七・〇一―四七・〇七	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
第四八類　紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	
四八・〇一―四八・二三	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
第四九類　印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	
四九・〇一―四九・一一	ＣＴＨ、ＭａｘＮＯＭ五十パーセント（ＥＸＷ）又はＲＶＣ五十五パーセント（ＦＯＢ）
第一一部　紡織用繊維及びその製品	
部注　紡織用繊維から製造した特定の産品について使用される用語の定義及び適用される許容限度については、附属書三―Ａ注釈六から注釈八までを参照すること。	
第五〇類　絹及び絹織物	
五〇・〇一	ＣＴＨ
五〇・〇二	ＣＴＨ（第五〇・〇一項の材料からの変更を除く。）
五〇・〇三	
カードし又はコームした産品	絹のくずのカード又はコームが行われること。
その他の産品	ＣＴＨ
五〇・〇四―五〇・〇五	天然繊維の紡績、人造繊維の長繊維の押出しと紡績との組合せ、人造繊維の長繊維の押出しとねん糸との組合せ又はねん糸と機械による作業との組合せ
五〇・〇六	
絹糸、絹紡糸及び絹紡紬糸	天然繊維の紡績、人造繊維の長繊維の押出しと紡績との組合せ、人造繊維の長繊維の押出しとねん糸との組合せ又はねん糸と機械による作業との組合せ
天然てぐす	ＣＴＨ